



国保料の軽減・減免制度などのお知らせ

国民健康保険

国民健康保険（国保）では、所得が少ない世帯を対象にした、軽減制度や減免制度があります。今年度の保険料額は、6月中旬に郵送でお知らせします。

問い合わせ 国保課（市庁舎1階、☎65・4139、65・4140）

低所得者の軽減制度

前年中の所得^{※1}が基準額以下の世帯に対して、国民健康保険料の均等割と平等割^{※2}が、あらかじめ軽減される制度があります。軽減の割合は7割、5割、2割の3種類です。4月1日（途中加入者の場合は世帯主が加入した日）の世帯

※1 対象となる「所得」とは

前年の世帯全員の収入から必要経費を差し引いた額です。給与や公的年金では、収入から給与所得控除額や公的年金等控除額を差し引いた額で、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などを差し引く前の額です。遺族年金や障害年金などの非課税の収入は含みません。

※2 国民健康保険料とは

保険料は(1)医療保険分、(2)後期高齢者支援金分、(3)介護保険分(40歳以上65歳未満の人のみ)の合算額です。(1)～(3)それぞれが①所得割(加入者全員の前年所得で算定)、②均等割(加入者1人ずつに掛かる)、③平等割(世帯単位で掛かる)で構成されています。

やむを得ず失業した人の軽減制度

帯内の加入者数と、前年所得で軽減の割合を判定します。今年度は、5割と2割軽減の対象となる基準額が拡大されます。(表1)

倒産や解雇などでやむを得ず失業した人が国保に加入した場合、保険料や医療費の負担を軽減する制度があります。対象は、失業により新たに国保に加入した人と、失業した人のうち、既に国保に加入して雇用保険の「特定受給

表1 軽減の対象となる所得の基準額

軽減割合	基準額
7割	33万円(変更なし)
5割	27万5000円 ↓ 33万円+28万円×加入者数(今年度から)
2割	50万円 ↓ 33万円+51万円×加入者数(今年度から)

図1 失業した人の軽減制度の対象

特定受給資格者
雇用保険受給資格者証に記載されている離職理由コードが11、12、21、22、31、32の人
特定理由離職者
雇用保険受給資格者証に記載されている離職理由コードが23、33、34の人

図2 減免の対象となる所得の要件

所得の少ない世帯のうち

世帯の前年の総所得が、加入者数と旧国保被保険者数^{※3}の合算数×35万円+33万円以下の世帯

加入者が特別寡婦・特別障害者に該当または、同居の特別障害者(加入者に限る)を扶養する世帯のうち

世帯の前年の総所得が、加入者数と旧国保被保険者数^{※3}の合算数×35万円+55万円以下の世帯

※3 旧国保被保険者：国保から後期高齢者医療制度に移した人

100分の30として算定します。また、高額療養費など医療費の自己負担限度額の判定の際にも、対象者の前年の給与所得を100分の30として判定します。

減免制度

所得が少ないなど、特別な事情で保険料が納められないときは、申請することで減免の対象になる場合があります。

所得が少ない世帯が対象

世帯全員の資産や退職金などを活用しても生活が著しく困難で、所得の要件(図2)に当てはまる世帯は、申請することで所得割の2分の1が減免になる場合があります。(表2)

その他の理由で納付が困難な場合

▼失業や病気により収入が著しく減少した場合▼長期入院などで多額の医療費が掛かった場合▼火災や地震などで資産に重大な損害を受けた場合
他の保険の加入者に扶養されていた65歳以上の人の減免制度
社会保険などに加入していた人

表2 低所得世帯が対象の減免基準と適用事例

いずれも、世帯で所得のある人が1人の場合	
●給与収入のみの場合の減免基準	
区分	減免が適用になる収入の範囲
単身世帯	給与収入 約98万円～133万円
2人世帯	給与収入 約98万円～171万9000円
3人世帯	給与収入 約98万円～223万1000円
4人世帯	給与収入 約98万円～273万1000円
●年金収入のみの場合の減免基準	
① 昭和29年1月1日以前生まれの人	
区分	減免が適用になる収入の範囲
単身世帯	年金収入 約153万円～203万円
2人世帯	年金収入 約153万円～238万円
② 昭和29年1月2日以降生まれの人	
区分	減免が適用になる収入の範囲
単身世帯	年金収入 約103万円～140万6000円
2人世帯	年金収入 約103万円～187万3000円

が、後期高齢者医療制度に加入した場合、その人に扶養されていた人(旧被扶養者)で国保に加入した65歳以上の人は、保険料の減免を受けられる場合があります。国保へ加入手続きをするときに、減免申請を受け付けます。

減免を受けられる期間は本来、国保に加入した月から2年間ですが、後期高齢者医療制度における軽減措置の期間とあわせて、国保の減免を受けられる期間は2年間に限らず当分の間とされています。

今年度より、後期高齢者医療制度における軽減措置の期間が本来の2年間に直されるため、国保の均等割と平等割の減免も本来の2年間となります。なお、所得割はこれまで通り2年間に限らず、当分の間減免されます。(表3)

減免の申請受付期間

納入通知書は6月中旬に郵送するので、対象者は6月14日以降、印鑑と納入通知書を持参の上、国保課に申請してください。減免の理由により証明書類が必要な場合があります。今年度分の減免申請の期限

は、原則、令和2年3月31日(火)までです。

後期高齢者医療制度への移行に伴う保険料の特別措置

国保から後期高齢者医療制度へ移行したことにより、加入者の人数が少なくなる国保世帯には、保険料の特別措置があります。これらの特別措置を受けるための手続きは不要です。

◆特別措置1

低所得者への軽減

国保から後期高齢者医療制度に移行した人が世帯内において、世帯の所得に変更がない場合は、移行前と同率の軽減が受けられるように、移行した人の前年所得や人数を含めて判定します。

◆特別措置2

1人になった世帯への軽減
国保から後期高齢者医療制度へ移行することで、国保に残る加入者が1人になった場合は、世帯構成に変更がなければ、移行後5年間は、医療保険分と後期高齢者支援金分の平等割が2分の1になります。6年目からは3年間、医療保険分と後期高齢者支援金分の平等割が4分の3になります。

表3 旧被扶養者の人に対する減免

区分	期間	減免の割合
均等割 平等割 ^{※4}	国保に加入した月から2年間	2分の1減免 ^{※5}
所得割	当分の間	全額減免

※4 平等割は旧被扶養者のみで構成される世帯が対象
※5 均等割と平等割は「低所得者の軽減制度」の5割軽減または7割軽減に該当する世帯は適用になりません